

中小企業政策審議会 官公需小委員会
第6回議事要旨

日 時：平成31年4月15日（月）13：56～15：31

場 所：経済産業省別館 101-2 各省庁共用会議室

出席委員：田辺委員長、荒牧委員、岩本委員、鈴木委員、高橋委員、高橋委員、堤委員、山本委員、渡辺委員

議 題：

1. 報告事項

- (1) 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の概要について
- (2) 官公需における実績調査等の改善・向上の取り組みについて
- (3) 下請等中小企業の取引改善への取組について
- (4) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案等
- (5) 中小企業等強靱化対策の概要について

2. 審議事項

「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に新たに盛り込む措置事項（案）について

議事概要

■ 報告事項について

田辺委員長の進行のもと議事に入り、事務局より報告事項について説明、委員からの主な発言は次のとおり。

- 発注者側としても働き方改革に関連して、工事における工期のフレックス設定やゼロ国債の活用等を通じ発注の平準化に努めている。
- 中小企業のBCP（事業継続計画）導入は大企業以上に重要なことであるが進捗は遅い。
- 働き方改革に伴い発注者側も色々と変わっていく必要があるが、国と比べると地方自治体の対応に鈍さを感じる。

■ 審議事項について

事務局より「令和元年度中小企業者に関する国等の契約に新たに盛り込む措置事項（案）」について説明。委員からの発言は次のとおり。

- 中小企業が働き方改革に伴う労務管理にコストや時間を取られ、本来業務に人員が割けなくなる懸念がある。

- 中小企業にとって官公需の契約先の殆どとなる地方自治体との契約において、提出書類が大部であり、仕様がなかなか決まらない等の問題が散見される。
- 官公需契約目標についてこの数年達成していないことから、そもそも目標設定が適正だったのか検証する必要があるのではないか。
- 建設事業者の働き方改革の取組が進む中で、建設業法の中の「適正な工期」が、建設事業者が考える「適正な工期」ではなく、役所が考える「適正な工期」となっている。
- 工事の平準化は実現すれば素晴らしいことだとは思いますが、実現には色々な支障があり、短期で実現するかは懐疑的である。
- フレックス工期は非常に先進的な取組であり、具体的な事例や効果について広く周知して欲しい。
- 建設事業者は担い手が集まらず会社自体の存続が危ぶまれる危機的な状態であり、そのために働き方改革を行う必要がある。
- 中小企業強靱化等について、地元でないと分からないリスクに対して商工会や商工会議所が指導・アドバイスを行うことは非常に効果がある。
- 国と比較すると地方自治体担当者の官公需に対する認識はまだまだという印象であり、更なる理解醸成が必要と感じる。

上記意見等について、委員と事務局との意見交換を行った。

田辺委員長より「国等の契約の基本方針」の策定に当たり、本日の意見を踏まえて検討して頂きたい旨の発言があり閉会した。